

第 4 4 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表 1の「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報を非公開とした決定は、妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきである。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 令和 2年 7月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

- ①金山地区整備検討分科会の会議資料（配布文書含む）の全部
- ②市民会館建て替えにともなう計画書等（組織共用性のメモも含む）のうち、古沢公園のとりあつかいに関する文書

(2) 同年 9月 2日、実施機関は、本件公開請求①に対して、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件変更前処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ①金山地区整備計画検討分科会 会議資料
- ②打合せ資料及び議事録一式（請求に係るもの）

(3) 同月10日、審査請求人は、本件変更前処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

(4) 同年10月14日、実施機関は、本件変更前処分に係る行政文書の一部を公

開しない理由について、記載内容を追加する必要が認められたため、本件変更前処分を取り消し、改めて一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (5) 同年12月28日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、本件変更前処分に対する審査請求については、本件変更前処分が実施機関により取り消され、その法的効果が消滅したことから、処分の取消しを求める法律上の利益を欠き、審査請求が不適法であることから、令和 3 年 3 月 1 日、却下裁決が行われた。

2 本件審査請求②について

- (1) 令和 3 年 1 月12日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

①金山地区整備検討分科会の会議資料

②市民会館建て替えにともなう計画書等（組織共用性のメモも含む）のうち、古沢公園のとりあつかいに関する文書のうち、2020年 8 月 1 日から12月31日の分

- (2) 同年 2 月24日、実施機関は、本件公開請求②に対して、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

①金山地区整備計画検討分科会 会議資料

②打合せ資料及び議事録一式（請求に係るもの）

- (3) 同月26日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当

公開請求のあった行政文書のうち、分科会における会議資料、打合せ資料及び議事録等に記載された検討及び議事内容は、公にすることにより、

以下のおそれがあるため、非公開とする。

- ・ 非公開を前提として開催している分科会における率直な意見の交換が不当に妨げられるなど、今後の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
- ・ 古沢公園の代替となる公園の配置や規模等についての不確定な情報が確定したものと誤解されるなど、市民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ・ 金山地区の整備事業への参入を意図する事業者など、特定のものに不当に利益を与えるおそれ

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

公開請求のあった行政文書のうち、分科会における会議資料、打合せ資料及び議事録等に記載された議事内容は、本市の金山地区の整備事業に関する情報であって、公にすることにより、非公開を前提として協議を行ってきた関係部署との信頼関係を損ない、公正又は適正な行政運営を確保できなくなるなど、当該事業等本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 本件公開請求に係る行政文書については、古沢公園の代替となる公園の取り扱いを含む金山地区の整備事業に係る内容が含まれており、かつ、具体的な意思決定の前段階としての計画の内容に係る率直な意見交換や関係部署との意思統一を図るための打合せ等に関するものであり、行政機関としての最終的な決定前の事項に関する内部における検討段階の情報が含まれている。

イ これらの情報は市民や事業者等と調整を行う前のものであり、関係部署と調整を行うための未成熟な所管課案が示されているだけのものも含めた、本市の内部における検討段階のものである。これらの本市内部における調整、検討段階の情報は、所管課も含めた各所属において意思決定された事項に基づいて意見交換されているものではなく、具体的な意思決定の前段階としての意見交換という性格を持つもので、出席者の当該時点における理解及び認識の度合いに基づいたものなど、調整、検討過程のとりあえずの所見や事実関係の確認が不十分な情報、全くの個人的な意見等が少なからず含まれている。

ウ 当該事業については、地元住民や事業者など、複数の利害関係者が極

めて強い関心を寄せており、こうした本市内部における調整、検討段階の情報を公にすることによって、外部からの干渉、圧力等を受けて行政内部の率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、代替となる公園の配置や規模等についての不確定な情報が確定されたものと誤解されるなど、市民の間に混乱を生じさせるおそれ、当該事業への参入を意図する事業者など、特定のものに不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

ア 本件公開請求に係る行政文書は、実施機関が行う事業に関する情報であり、その一部（分科会における会議資料、打合せ資料及び議事録等に記載された議事内容）には重複して、情報を公にすることによって、非公開を前提として協議を行ってきた関係部署との信頼関係が損なわれ、今後、これまでと同様に自由な議論や率直な意見交換等を行うことが困難になり、当該事務事業の公正又は適正な行政運営を確保できなくなるおそれがある。

イ 本件処分において条例第 7 条第 1 項第 5 号該当を理由に非公開とした部分について、審査請求人は、「次に掲げる「ア」から「オ」のいずれにいかなるものとして該当するのかが、全く示されていない」と指摘するが、当該部分については、「次に掲げるおそれ」（すなわち同号アからオまでのいずれか）に該当するものではなく、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものである。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）で非公開となった箇所の公開を求める。

とくに、情報公開審査会の委員によるインカメラ審査を通じて、本件非公開とされた各箇所について個別に適切な実態判断をされるように求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件各処分は、条例の趣旨に照らして導かれた適切な結論であるとはとうてい考えられない。開示された文書において過度に（というよりそのほぼ全部が）不開示とされている。民主的コントロールのための制度である

はずの情報公開制度の趣旨をまったく没却するものであるといわざるをえない。

- (2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号は、「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開の対象としているが、実施機関が、同号でいう「審議・検討又は協議に関する情報」について付記された理由は、当該条文を単純にバラして並記したものである。
- (3) 条例第 7 条第 1 項第 5 号でいう「事務事業情報」については、「非公開を前提として協議を行ってきた関係部署との信頼関係を損なう」ことにより、「公正又は適正な行政運営を確保できなくなる」ことが挙げられている。問題はこの記載内容が、同号柱書でいう「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とどのような関係があるのかである。すなわち「次に掲げる「ア」から「オ」」のいずれにいかなるものとして該当するのかが、全く示されていないのである。
- (4) 本件各処分は、実施機関が、本来「原則公開例外非公開」の情報公開制度の原則を完全に逆転し、あたかも「原則非公開例外公開」であるかのように運用したことによってなされたものである。理由がわずかでもつきさえすれば、行政情報をカテゴリーカルに非公開とできるかのような認識を示したものと疑わざるをえない。
- (5) 条例の趣旨は、実施機関が保有・管理している文書のすべてが、いったんは情報公開の対象となり、これに対して、その対象となった文書のうち、条例第 7 条第 1 項各号に規定する要件に該当するものについては、それぞれの根拠において保護されるべきそれぞれの法益に鑑みて、例外的に非公開とされうる。
- (6) ここでは、（公開）という「原則」と（非公開）という「例外」との関係を、適切に理解することが重要である。「例外」に該当するかについては、情報公開法の逐条解説において、「必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないように、また、不開示にされるべきものが開示されないように、可能なかぎり明確に不開示情報の範囲を定めなければならない」とさ

れている。

(7) また、情報公開法の逐条解説において、「審議、検討または協議に関する情報の公開に際しては、アカウントビリティの観点から開示することによる利益と、開示により適正な意思決定等にもたらされる支障を比較衡量する必要がある」とされているが、本件各処分の判断過程において、処分通知を見るかぎりでは、「アカウントビリティの観点から開示することによる利益」を衡量したかどうかについて読み取れる箇所は存在しない。そこでは、もっぱら、実施機関職員の間において一方的に、「開示により適正な意思決定等にもたらされる支障」のみが検討されたことがうかがわれるのみである。考慮すべきことが考慮されていないこの判断には、その判断過程において看過しがたい過誤・欠落がある。

(8) 条例第13条が、理由付記について「当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規程を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」と規定していることに照らして、本件各処分の理由付記は「単に……拒否の根拠規定を示すだけ」のものである。「理由の付記」には、「申請者に対する通知書に同号に該当すると付記するのみでは足りず、いかなる事実関係を認定して実施機関が同号に該当すると判断したかを具体的に記載することを要する」はずである。

(9) 実施機関は、本件各処分の理由を、上記第 4の 1のとおりとしているが、黒塗り箇所のそのすべてが、上記第 4の 1に記載されたおそれに該当するなどとは通常的思考・発想ではとうてい考えられない。この「おそれ」なるものの客観性が、まさしく第三者的な視点から検証されることが求められる。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書に記載された古沢公園に関する情報（以下「本件情報①」という。）、特定の民間施設に関する情報（以下「本件情報②」という。）、市民会館に関する情報（以下「本件情報③」という。）、公共施設等に関する情報（以下「本件情報④」という。）、施設配置に関する情報（以下「本件情報⑤」という。）、事業手法・スキームに関する情報（以下「本件情報⑥」という。）及び愛知県の事業に関する情報（以下「本件情報⑦」という。）が条例第 7条第 1項第 4号又は第 5号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

(1) 条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

(2) 条例第 7条第 1項第 4号について

本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7条第 1項第 5号について

本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

3 金山駅周辺まちづくり事業及び本件各行政文書について

(1) 金山地区について

金山地区は、名古屋開府から名古屋の発展を支えてきた名古屋城と熱田神宮を結ぶ歴史的な都市軸上に位置しており、まちの発展の一翼を担ってきた地域である。今後、国際化が進展する中で、海外との玄関口である中部国際空港（セントレア）と、リニア中央新幹線の東京との玄関口となる名古屋駅とを結ぶこれからの人の動線軸上にも位置しており、この二つの軸のクロスポイントとなっていることから、今後、都市機能の集積など新たな役割を果たすことが大いに期待される地域である。

(2) 金山駅周辺まちづくりについて

金山では、平成元年の金山総合駅、平成11年の金山南ビル、平成17年のアスナル金山の完成などのまちづくりが展開されてきたことに伴い、人の流れや開発動向に変化が見られ、金山総合駅の一日の乗降客数が中部圏で名古屋駅に次いで 2番目となっている一方で、防災面などの新たな課題も生まれてきている。そこで、今後の金山の新たな役割を見据え、金山駅周

辺まちづくり構想を平成29年 3月に策定し、関係機関や土地の所有者等と調整を重ねながら、金山駅周辺まちづくり事業（以下「本件事業」という。）を進めている。

(3) 金山地区整備計画検討分科会について

本件事業を推進するにあたり、まちづくり推進連絡調整会議設置要綱第6条第1項に基づき、令和元年 6月 3日にまちづくり推進連絡調整会議幹事会に設置し、本件事業に関係する本市部署の課長級職員を構成員とし、金山地区の整備計画（以下「本件計画」という。）に関する事等を検討・調整するための会議である。

(4) 本件各行政文書について

本件各行政文書は、金山地区整備計画検討分科会の会議資料及び議事録並びに本件事業に関連した打合せの資料及び議事録であり、本件事業に関して、古沢公園や市民会館をはじめとする公共施設等の整備や活用等に係る計画及び方針等が記載されている。したがって、本件情報①から⑥は、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められるとともに、本市が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。また、本件情報⑦は、打合せの際に本市関係部署の職員が発言した愛知県が所管する事業についての記録であり、愛知県の事務又は事業に関する情報であると認められる。

4 非公開情報該当性について

(1) 本件各処分時から公開すべきであった情報及び本件事業の進捗や他での情報の公開状況を踏まえ精査した時点では公開が可能となった情報（以下これらを「本件情報⑧」という。）について

ア 本件各行政文書は、文書が延べ 266ページにわたり、非公開箇所も多く、また、非公開とする理由を複数主張していることから、当審査会が事務局をして、実施機関に対して本件各行政文書のうち非公開と判断した部分について、その詳細を確認させたところ、実施機関が精査する過程で、本件各処分において非公開とした情報の中に、本件情報⑧が含まれていたことが発覚したとのことであった。

イ 上記アのとおり、現時点において本件情報⑧は実施機関として公開できる情報であることから、当審査会は、本件情報⑧を非公開とした決定は妥当ではなかったとみなすこととした。

ウ したがって、本件情報⑧は公開すべきである。

エ なお、実施機関から審査請求人に本件情報⑧について公開する処分変更を行うことを伝えたところ、審査請求人から、処分変更を行わず審査請求の審議を進めるよう要望されたことから、実施機関は処分変更を行わないこととしたものである。

(2) 本件情報①のうち本件情報⑧を除いた情報（以下「本件情報⑨」という。）について

ア 本件情報⑨には、古沢公園の配置・規模や関係機関との具体的な協議の内容が記載されており、条例第 7 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号のいずれか又は両方に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

古沢公園の配置・規模に関しては、今後地元住民等に丁寧に説明を行った上で本件事業を進めていく必要がある中で、対外的に示していない具体的な配置・規模や関係機関との協議・検討中の情報を説明もなく公開することにより、率直な意見の交換を妨げるおそれや、協議・検討中の本件計画があたかも決定したかのような誤解や憶測を招くおそれは否定できず、本件情報⑨は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報であると認められる。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

本件事業に関して、今後議会や地元等への丁寧な説明や関係者との多岐にわたる調整が必要な中、古沢公園に関して関係機関と慎重に協議してきた未公表の内容や関係機関からの要望等を公開することにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、関係機関からの協力が得られなくなるおそれは否定できず、本件情報⑨は、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

エ したがって、本件情報⑨は、条例第 7 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当すると認められる。

(3) 本件情報②について

ア 本件情報②には、特定の民間施設に関する情報が記載されており、条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

本件情報②は、当該施設が本件事業に関連して、何らかの開発が行われることを検討していたことが容易に推測できる情報であり、公開することにより、当該施設の地権者の現在の営業に影響を及ぼすおそれは否定できず、当該施設の地権者に対して不当に不利益を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

ウ 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関が、本件情報②のうち条例第 7条第 1項第 5号に該当すると主張している情報については、すべて第 4号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

エ したがって、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 4号に該当すると認められる。

(4) 本件情報③のうち本件情報⑧を除いた情報（以下「本件情報⑩」という。）について

ア 本件情報⑩には、市民会館の整備方針や費用負担の考え方、地下通路に関する情報が記載されており、条例第 7条第 1項第 4号若しくは第 5号のいずれか又は両方に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7条第 1項第 4号該当性について

(ア) 本件情報⑩のうち、地下通路に関する情報（以下「本件情報⑪」という。）について、未確定の情報であり、公開することにより、利用者をはじめとした市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると実施機関は主張しているが、公開することにより生じる混乱について具体的に想定することができず、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報とまでは認められない。

(イ) 本件情報⑩のうち本件情報⑪を除いた情報（以下「本件情報⑫」という。）には、市民会館の機能更新に係る考え方が記載されており、これらは、未確定な情報であり、現在に至るまで詳細が公表されておらず、過去の想定を説明もなく公開することにより、確定した情報であると誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報であると認められる。

(ウ) したがって、本件情報⑫は、条例第 7条第 1項第 4号に該当するが、本件情報⑪は、同号に該当するとは認められない。

ウ 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

市民会館については、所管部署である観光文化交流局が整備方針及び費用負担について検討しており、未確定で同局が公表していない情報又は非公開を前提とした会議や打ち合わせにおける率直な意見や要望を実施機関が公開することにより、同局との信頼関係が損なわれ、本件事業に係る協力を十分に得られなくなるおそれ又は本件事業の遂行にあたり適正な発言、意見交換が阻害されるおそれがあることは否定できず、本件情報⑪を含めた本件情報⑩は、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

エ したがって、本件情報⑩は、条例第 7条第 1項第 4号又は第 5号に該当すると認められる。

(5) 本件情報④のうち本件情報⑧を除いた情報（以下「本件情報⑬」という。）について

ア 本件情報⑬には、駐車場、道路、交通ターミナルに関する情報が記載されており、条例第 7条第 1項第 4号若しくは第 5号のいずれか又は両方に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7条第 1項第 4号該当性について

(ア) 本件情報⑬には、交通ターミナルの機能に関する情報（以下「本件情報⑭」という。）が記載されており、本件情報⑭を公開することにより、率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると実施機関は主張しているが、本件情報⑭は、特定団体から要望等をされたとしても、意思決定の中立性が損なわれるおそれのある情報とまでは認められない。

(イ) また、本件情報⑬には、本件情報⑧に記載された内容と同程度の記載（以下「本件情報⑮」という。）があり、本件情報⑮を公開することにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれや市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

(ウ) 本件情報⑬のうち本件情報⑭及び⑮を除いた情報（以下「本件情報⑯」という。）は、現在の考え方と異なる内容や検討段階の案等であり、説明もなく公開することにより、あたかもその内容で決定したかのような誤解や憶測を招き、市民の間に混乱が生じるおそれ、また、交通ターミナルの配置に対して、強い関心を寄せる特定の団体から圧力を受けるなど、率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損

なわれるおそれがある情報と認められる。

- (エ) 以上のことから、本件情報⑩は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するが、本件情報⑭及び⑮は、同号に該当するとは認められない。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

- (ア) 本件情報⑮は、上記イ(イ) のとおり本件情報⑧に記載された内容と同程度の記載であることから、公開することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

- (イ) 本件情報⑭を含めた本件情報⑬のうち本件情報⑮を除いた情報（以下「本件情報⑰」という。）は、駅周辺の交通ターミナルの再配置に関して実施機関と交通局で協議中の情報であり、未確定で同局が公表していない情報又は非公開を前提とした会議や打ち合わせにおける率直な意見や要望を実施機関が公開することにより、同局との信頼関係が損なわれ、本件事業に係る協力を十分に得られなくなるおそれ又は本件事業の遂行にあたり適正な発言、意見交換が阻害されるおそれがあることは否定できず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

- (ウ) 以上のことから、本件情報⑰は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するが、本件情報⑮は、同号に該当するとは認められない。

エ したがって、本件情報⑰は、条例第 7 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当すると認められるが、本件情報⑮は同項第 4 号及び第 5 号に該当するとは認められないため、公開すべきである。

- (6) 本件情報⑤のうち本件情報⑧を除いた情報（以下「本件情報⑱」という。）について

ア 本件情報⑱は、本件計画の概要が落とし込まれた各施設の配置、規模、取扱いが読み取れるものであり、条例第 7 条第 1 項第 4 号又は第 4 号及び第 5 号両方に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

- (ア) 本件情報⑱には、施設配置に対する評価についての情報が記載されており、そのうち評価項目に関する情報（以下「本件情報⑲」という。）は、公開することにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報とまでは認められない。

(イ) 本件情報⑮のうち本件情報⑯を除いた情報（以下「本件情報⑰」という。）は、これまでに公にしていなかった情報であり、施設の配置案及び当該案に対する評価や、案のうち特定の案が望ましいと受け取ることができる記載があることから、説明もなく公開することにより、特定の案に決定したと誤認され、現在の施設利用者及び周辺の住民をはじめとする市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、本件情報⑰は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するが、本件情報⑯は、同号に該当するとは認められない。

(エ) 実施機関は、本件情報⑯が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは主張していないため、本件情報⑯は公開すべきである。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

実施機関が、本件情報⑮のうち条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると主張している情報については、すべて同項第 4 号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

(7) 本件情報⑥のうち本件情報⑧を除いた情報（以下「本件情報⑱」という。）について

ア 本件情報⑱は、本市内部での検討及び協議を行うにあたり想定された事業手法・スキームが記載されており、条例第 7 条第 1 項第 4 号又は第 4 号及び第 5 号両方に該当すると実施機関は主張している。

イ 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

(ア) 本件情報⑱は、本件情報②、⑨、⑩及び⑬に関連したものであり、現在の考え方と異なる内容や検討段階の案等であり、説明もなく公開することにより、あたかもその内容で決定したかのような誤解や憶測を招き、市民の間に混乱が生じるおそれのある情報であると認められる。

(イ) したがって、本件情報⑱は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当すると認められる。

ウ 実施機関が、本件情報⑱のうち条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当すると主張している情報については、すべて同項第 4 号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

(8) 本件情報⑦について

ア 本件情報⑦には、本件計画とは直接関係のない愛知県の事業に関する情報が記載されており、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると実施機関は主張している。

イ 本件情報⑦は、公表されている情報からは確認ができない愛知県の事業に関する情報であり、不確かな情報を本市が公開することにより、愛知県の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

ウ したがって、本件情報⑦は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

本件各処分は、本件各行政文書に記載されている情報の多くを条例第 7 条第 1 項第 4 号又は同項第 5 号に該当するとして非公開としたものであるが、非公開とされた情報には、当審査会への諮問後に行われた実施機関における精査により、本件各処分時点において公開すべきであったとされた情報が多く含まれており、それぞれの情報に応じて非公開情報該当性を十分に精査及び検討せず、漫然と非公開としたのではないかといった疑念を生じさせるものである。

実施機関には、市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑み、公開決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し、適切に決定することを要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
令和 3 年 2 月 12 日	諮問書の受理

3月10日	弁明書の写しの受理
4月22日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 3年 3月10日	諮問書の受理
3月31日	弁明書の写しの受理
5月28日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年10月 7日 (第54回第 2小委員会)	調査審議
11月 4日 (第55回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
令和 5年 1月13日 (第57回第 2小委員会)	調査審議
3月 3日 (第59回第 2小委員会)	調査審議
5月19日 (第61回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 3月15日 (第71回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第72回第 2小委員会)	調査審議
5月17日 (第73回第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第74回第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第75回第 2小委員会)	調査審議
8月 9日 (第76回第 2小委員会)	調査審議
9月20日 (第77回第 2小委員会)	調査審議

9月30日	答申
-------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充

別表 1

本件行政文書①		
非公開とすべき情報が記載された部分		非公開とすべき情報
令和元年度第 1 回分科会資料	P27 今後の検討課題②	図及び左側上から 4つ目の四角内説明文
令和元年度第 2 回分科会資料	P5 金山整備計画イメージ案	2. 配置計画 12行目から15行目まで及び右図
		3. 整備及び管理運営の主な条件等 表「地域冷暖房」欄の「整備条件」欄及び「ホール」欄から「地域冷暖房」欄までの「所有者」欄から「管理主体」欄まで
		4. 事業スキーム 左表右欄見出し、左表「概算事業費（市負担分）」欄中の金額並びに右表見出し、「2025～（R7～）」欄及び「2028～（R10～）」欄の第 3号及び第 4号
	P6 施設配置の考え方	表 本件情報②に関する記載
	P7 施設配置イメージ 1	平面配置及び下部注釈 2行目から3行目まで
	P8 施設配置イメージ 2	平面配置及び下部注釈 2行目から3行目まで
	P10 金山駅周辺まちづくり検討スケジュール案【PFIの場合】	表中第 3号見出し内12行目及び「2019(R1)年度」欄第 3号内最下部矢印内説明文
	P11 金山駅周辺まちづくり検討スケジュール案【PPPの場合】	表中第 3号見出し内12行目及び「2019(R1)年度」欄第 3号内最下部矢印内説明文
第 2回金山地区整備計画検討分科会 議事要旨		P12 2. 地区整備計画について 2行目33文字目から42文字目まで
		P13 2行目から 4行目まで、 8行目、10行目41文字目から13行目まで、15行目、18行目から23行

		目まで、25行目12文字目から18文字目まで、同行28文字目から30文字目まで、同行41文字目から28行目まで及び32行目から33行目まで
		P14 19行目
令和元年度第 3 回分科会資料	P4 アスナル金山地区の交通ターミナルの配置検討	表中「配置イメージ1」欄及び「配置イメージ2」欄のイメージ図及び評価
	P7 金山地区整備の事業スケジュール変更について	【当初案】 表中「2019(R1)」欄から「2020(R2)」欄の第1号中「関係者協議等」矢印の直下矢印内説明文 【変更案】 表中「2019(R1)」欄から「2021(R3)」欄の第1号中「関係者協議等」矢印の直下矢印内説明文
	第3回金山地区整備計画検討分科会 議事要旨	P8 1. 地区整備計画について 10行目 2文字目から26文字目まで
		P9 2. スケジュールについて 26行目から27行目まで及び30行目から31行目まで
		P10 3. その他 6行目から 8行目まで
令和元年度第 4 回分科会資料	P5 目次	4(2) イ
	3. 整備計画	P12 (1) ア 古沢公園・市民会館街区 7行目25文字目から36文字目まで及び新古沢公園イメージ画像
		P13 ウ全体
		P14 エ 歩行者ネットワーク 4行目11文字目から16文字目まで及び 5行目14文字目から19文

		字目まで オ 自動車ネットワーク 2行目 7文字目から 5行目まで
		P15 全体
		P16 (2) ア 市民会館（新ホール機能） 4行目から 5行目まで
		P17 イ 古沢公園 2行目15文字目から 3行目まで 及びイメージ画像 ウ 古沢公園駐車場 全体
		P18 エ 道路 3行目から 6行目まで オ 地下通路 全体 カ 交通ターミナル（バスターミナル、一般車、タクシー） 1行目27文字目から 2行目 2文字目まで、 3行目から 5行目まで及び配置イメージ図
		P19 表○ 各施設の主な整備条件 「交通ターミナル」欄の「整備条件」欄
		P20 (3) 民間施設 7行目33文字目から 9行目まで
		P21 (1) 事業手法 全体 (2) ア 古沢公園・市民会館街区 「○土地所有形態の方向性」全体 イ 見出し及び「○土地所有形態の方向性」全体
	4. 事業計画	P22 (3) ア 解体・撤去、整備及び管理に関する役割分担の考え方 「○既存施設に係る解体・撤去

		の考え方」全体、「○公共施設及び民間施設の一体整備の考え方」全体及び「○公共施設及び民間施設の一体管理の考え方」全体
		P23 ○公共施設 表中「ホール」欄から「地域冷暖房」欄までの「所有者」欄から「管理主体」欄まで ○民間施設 表中「商業・業務等」欄から「駐車場」欄までの「所有者」欄から「管理主体」欄まで ウ その他 1行目21文字目から30文字目
	P26 金山駅周辺まちづくりの事業スケジュール	本件情報②に関する記載
	第4回金山地区整備計画検討分科会 議事要旨	P27 1. 地区整備計画について 7行目から11行目まで、13行目から18行目まで、20行目から22行目まで及び25行目13文字目から28行目まで P28 2行目から5行目まで及び7行目から12行目まで P29 12行目から14行目まで及び16行目から21行目まで
金山駅周辺まちづくり構想について（平成27年8月20日）	P1 打合せ記録	○道路利活用課 4行目から5行目まで及び10行目
	P3 金山駅周辺まちづくり構想【施設配置(A案)】	全体
	P4 金山駅周辺まちづくり構想【施設配	全体

	置(B案)】	
	P5 施設配置 (A案・B案) について	表中「市民会館の継続性」欄から「総合評価」欄までの「A案」欄及び「B案」欄
駅前公園について(緑地事業課との打合せ) (平成27年10月19日)	P1 打合せ記録	議事部分 17行目 3文字目から18行目30文字目まで及び25行目左側 2文字以外すべて
金山駅北側の将来レイアウトについて(平成27年10月22日)	P5 前回(平成27年8月20日)打合せ時の指摘事項等について	○道路利活用課 7行目から 8行目まで及び17行目から18行目まで
公園の配置について(平成27年11月 6日)	P1 打合せ記録	議事部分 8行目14文字目から18文字目まで及び19行目34文字目から38文字目まで
	P2 打合せの確認事項	3行目32文字目から36文字目まで及び 4行目 3文字目から 7文字目まで
	P3 図面	面積に関する記載
	P4, 5 図面	全体
公園の配置について(平成27年11月17日)	打合せ記録	P1 議事部分 4行目から 9行目まで及び14行目から15行目まで
		P2 2行目から 5行目まで、 7行目から10行目まで及び16行目から17行目まで
	P2 打合せの確認事項	1行目から 3行目まで
	P3 図面	面積に関する記載
	P4, 5 図面	全体
公園の配置について(平成28年2月22日)	打合せ記録	P1 議事部分 15行目15文字目から16行目まで
		P2 1行目 3文字目から 3行目まで

		及び 9行目38文字目から12行目 24文字目まで
	P4 今後の古沢公園 の考え方	前提条件 2行目40文字目から44文字目ま で及び 3行目から 4行目まで 平面配置図、表及び注釈 【現状】以外すべて
	P9 事業スキーム案	コンペ①概要 1行目 1文字目から27文字目ま で及び 2行目19文字目から 3行 目まで コンペ②概要 1行目 1文字目から20文字目ま で及び 2行目18文字目から 3行 目まで
金山駅周辺まち づくり構想等の 検討状況につい て（平成28年 6 月 3日）	P1 打合せ記録	○中土木事務所 4行目26文字目から 5行目まで ○道路利活用課 3行目から 5行目まで
	古沢公園における都 市計画の考え方	P13 4 考え方 13行目 1文字目から 5文字目ま で及び15行目 1文字目から 5文 字目まで
	P14 今後の古沢公園 の考え方	前提条件 2行目40文字目から44文字目ま で及び 3行目から 4行目まで 平面配置図、表及び注釈 【現状】以外すべて
	P15 事業スキーム案	コンペ①概要 1行目 1文字目から27文字目ま で及び 2行目19文字目から 3行 目まで コンペ②概要 1行目 1文字目から20文字目ま で及び 2行目18文字目から 3行 目まで
古沢公園に関す	P1 打合せ記録	議事部分

る対応について (平成28年12月 26日)		3行目から 7行目 2文字目まで、10行目15文字目から12行目まで及び20行目から21行目まで
【金山】古沢公園について(平成30年11月5日)	P1 打合せ記録	議事部分 6行目から10行目まで及び16行目から17行目まで
緑政土木局(企画経理課・緑地管理課)との意見交換(令和元年10月2日)	打合せ記録	P1 ○公園の管理・運営について 1行目 4文字目から22文字目まで
		P2 ○その他 3行目4文字目から 5行目まで

本件行政文書②		
非公開とすべき情報が記載された部分		非公開とすべき情報
令和2年度第1回分科会資料	第4回金山地区整備計画検討分科会 議事要旨	P4 1. 地区整備計画について 7行目から11行目まで、13行目から18行目まで、20行目から22行目まで及び25行目13文字目から28行目まで
		P5 2行目から 5行目まで及び 7行目から12行目まで
		P6 12行目から14行目まで及び16行目から21行目まで
	P10 目次	4(2) イ
	3. 整備計画	P17 (1) ア 古沢公園・市民会館街区 7行目25文字目から36文字目まで及び新古沢公園イメージ画像
		P18 イ アスナル金山街区 12行目から15行目まで ウ 歩行者ネットワーク 4行目
		P19 1行目から 2行目まで

		エ 自動車ネットワーク 2行目 7文字目から 5行目まで
		P20 全体
		P21 (2) ア 市民会館（新ホール機能） 4行目から 5行目まで
		P22 イ 古沢公園 2行目15文字目から 3行目まで 及びイメージ画像 ウ 古沢公園駐車場 全体
		P23 エ 道路 3行目から 6行目まで オ 地下通路 全体 カ 交通ターミナル（バスターミナル、一般車、タクシー） 1行目27文字目から 2行目 2文字目まで、 3行目から 5行目まで及び配置イメージ図
		P24 (3) 民間施設 7行目33文字目から 9行目まで
	4. 事業計画	P25 (1) 事業手法 全体 (2) ア 古沢公園・市民会館街区 「○土地所有形態の方向性」全体 イ アスナル金山街区 「○土地所有形態の方向性」全体
		P26 (3) ア 解体・撤去、整備及び管理に関する役割分担の考え方 「○既存施設に係る解体・撤去の考え方」全体、「○公共施設及び民間施設の一体整備の考え方」全体及び「○公共施設及び民間施設の一体管理の考え方」全体

		P27 ○公共施設 表中「ホール」欄から「地域冷暖房」欄までの「所有者」欄から「管理主体」欄まで ○民間施設 表中「商業・業務等」欄から「駐車場」欄までの「所有者」欄から「管理主体」欄まで
令和 2年度第 2 回分科会資料	令和 2年度第 1回金山地区整備計画検討分科会 議事要旨	P4 1. 地区整備計画について 29行目から31行目まで
		P5 2行目から 7行目まで、 9行目から14行目まで、16行目から21行目まで及び28行目から29行目まで
		P6 2行目から 5行目まで及び13行目から19行目19文字目まで
	金山北地区まちづくり計画（案）	P18 イ(エ)自動車ネットワーク 2行目 8文字目から 5行目まで
		P19 ウ ゾーニングイメージ全体
		P21 3. (1) ア 整備方針 11行目37文字目から12行目まで イ(ア) 新たな劇場（ホール機能） 2行目 4文字目から34文字目まで及び 5行目23文字目から 6行目まで
		P22 (イ) オープンスペース(公園) 3行目 7文字目から 5行目22文字目まで (エ) 駐車場 4行目から 7行目まで (オ) 道路 3行目から 4行目まで
		P23 (カ) 地下通路 全体

		(キ) 歩行者動線 オープンスペース（公園）イメージ写真
		P24 (2) ア 整備方針 7行目から11行目まで
		P25 (エ) 交通ターミナル（バスターミナル、一般車、タクシー） 1行目27文字目から 2行目 3文字目まで、 3行目から 6行目まで及び配置イメージ図
		(オ) 駐車場 全体
都市計画課との 打合せ記録（令和 2年 8月26日）	P2 金山地区開発における地区計画・古沢公園等について	開発の範囲 1行目12文字目から20文字目まで及び 2行目27文字目から36文字目まで
		地区計画の考え方 2行目から 3行目まで及び11行目 2文字目から14行目まで
		古沢公園（都市計画公園・都市公園）について 3行目18文字目から22文字目まで、 3行目51文字目から 4行目6文字目まで
		古沢公園地下駐車場（都市計画駐車場）について 1行目 5文字目から 3行目まで
		向田町線（都市計画道路）について 5行目31文字目から 6行目まで
	P3	全体
緑政土木局企画 経理課との打合せ記録（令和 2年 9月 2日）	P2 金山駅周辺まちづくりについて	開発の範囲 1行目12文字目から20文字目まで及び 2行目27文字目から36文字目まで
		古沢公園（都市計画公園）について

		3行目18文字目から22文字目まで、 3行目51文字目から 4行目6文字目まで
		古沢公園地下駐車場（都市計画駐車場）について 1行目 5文字目から 3行目まで
		向田町線（都市計画道路）について 5行目31文字目から 6行目まで
		地区計画の考え方 2行目から 3行目まで及び11行目 2文字目から14行目まで
	P3	全体
都市計画課との 打合せ記録（令和 2年10月 2日）	P3 図面	公園等の配置がわかる部分
緑地管理課との 打合せ記録（令和 2年10月 8日）	P1 打合せ記録	～新古沢公園の都市公園について～ 5行目から 6行目まで
	P2 金山駅周辺まちづくりについて	古沢公園（都市計画公園）について 5行目15文字目から19文字目まで及び 6行目 6文字目から16文字目まで
	P3	古沢公園東側道路（市道東雲町線）の道路斜線制限について 8行目 2文字目から11行目まで
都市計画課との 打合せ記録（令和 2年10月 21日）	P1 打合せ記録	～古沢公園について～ 2行目 3文字目から20文字目まで
	P2 図面	公園等の配置がわかる部分
緑地管理課との 打合せ記録（令和 2年10月 23日）	P1 打合せ記録	～公園について～ 2行目 7文字目から25文字目まで
	P2 金山駅周辺まち	古沢公園（都市計画公園）につい

	づくりについて	て 7行目15文字目から 8行目24文字目まで
	P3 図面	公園等の配置がわかる部分

別表 2

本件情報①		
古沢公園に関する情報		
	本件情報⑨ 本件情報①のうち本件情報⑧を除いた情報	
本件情報②		
特定の民間施設に関する情報		
本件情報③		
市民会館に関する情報		
	本件情報⑩ 本件情報③のうち本件情報⑧を除いた情報	本件情報⑫ 本件情報⑩のうち本件情報⑪を除いた情報
		本件情報⑪ 本件情報⑩のうち地下通路に関する情報
本件情報④		
公共施設等に関する情報		
	本件情報⑬ 本件情報④のうち本件情報⑧を除いた情報	本件情報⑯ 本件情報⑬のうち本件情報⑭及び⑮を除いた情報
		本件情報⑭ 交通ターミナルの機能に関する情報
		本件情報⑮ 本件情報⑬のうち本件情報⑧に記載された内容と同程度の情報
		本件情報⑰ 本件情報⑬のうち本件情報⑮を除いた情報
本件情報⑤		
施設配置に関する情報		
	本件情報⑱ 本件情報⑤のうち本件情報⑧を除いた情報	本件情報⑳ 本件情報⑱のうち本件情報⑲を除いた情報
		本件情報⑲ 施設配置の評価に関する情報のうち評価項目に関する情報
本件情報⑥		
事業手法・スキームに関する情報		
	本件情報㉑ 本件情報⑥のうち本件情報⑧を除いた情報	

本件情報⑦

愛知県の事業に関する情報

本件情報⑧

本件各処分時から公開すべきであった情報及び事業の進捗や他での情報の公開状況から精査した時点では公開が可能となった情報